

13 その他

(1) 会計年度任用職員の任用状況

会計年度任用職員制度は、平成 29 年の地方公務員法及び地方自治法の一部改正により、令和 2 年度から創設された制度で、会計年度任用職員は、地方公務員法第 22 条の 2 の規定に基づき任用される「一会計年度を超えない範囲内で置かれる非常勤の職」です。

国の事務処理マニュアルでは、いわゆる正規職員を就けるべき業務以外の業務に従事する者と示されており、本市では、知識又は経験を必要とする職務や定型的、補助的な職務、病休者等の代替などとして任用しています。

① 会計年度任用職員数（令和 7 年 4 月 1 日現在）

任用形態	会計年度任用職員		
	フルタイム	パートタイム	計
市長部局	0 人	158 人	158 人
議会事務局	0 人	0 人	0 人
教育委員会	0 人	107 人	107 人
選挙管理委員会事務局	0 人	0 人	0 人
監査事務局	0 人	0 人	0 人
農業委員会事務局	0 人	1 人	1 人
上下水道局	0 人	4 人	4 人
合 計	0 人	270 人	270 人

※ フルタイム：一週間当たりの勤務時間が一般職員と同一の時間であるもの

※ パートタイム：一週間当たりの勤務時間が一般職員と比べて短い時間であるもの

② 会計年度任用職員の給料月額及び報酬月額

任用形態	職務による区分	給料月額
フルタイム	専門員	234,000 円～276,100 円

※ 「会津若松市会計年度任用職員の給与の決定、支給等に関する規則」に定める職種を記載。

※ 給料月額は、学歴、免許資格、経験年数等により幅あり。

※ この他に、要件を満たせば期末手当等の支給あり。

任用形態	職務による区分	報酬月額
パートタイム	専門員	165,255 円～197,880 円
	補助員	168,609 円

※ 「会津若松市会計年度任用職員の給与の決定、支給等に関する規則」に定める職種を記載。

※ 報酬月額は、学歴、免許資格、経験年数等により幅あり。

※ この他に、要件を満たせば期末手当等の支給あり。

※ 補助員は、週 5 日勤務の場合の報酬月額。

③ 会計年度任用職員の任用に係る経費（一般会計及び特別会計の決算額）

年度	決算額
令和 6 年度	956,743,907 円